

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	農業活性化緊急対策事業	会計名称	一般会計		担当課	農林水産課	
		予算科目	6 款 1 項 3 目	事業番号	2452	所属長名	向井裕臣
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）				担当責任者名	池内伸至	
法令根拠等	伊予市農業活性化緊急対策事業実施要領等				実施期間	【開始】	平成 17 年度
総合計画での位置付け	産業振興都市の創造					【終了】	平成 年度(予定) ■ 設定なし
	魅力ある農業の振興						
総合計画における本事業の役割	魅力ある農業の振興に貢献するための諸対策事業						
事業の対象	J A えひめ中央（各事業実施農業者）			事業の目的	本市の農業活性化に貢献するため、特産果樹優良品種の導入や生産技術向上による産地化の推進、安全な農産物の生振興を図るための土づくり等について対策を講じることが目的とする。		
事業の内容（整備内容）	特産果樹優良品種導入事業（苗木の購入・高齢農家果剪定作業の受託補助）、特産果樹高品質生産体制整備事業（果樹育成袋の導入補助）、土づくり体制整備事業（バーク堆肥の購入補助）			昨年度の課題に対する具体的な改善策	特に無し。		

事業活動の内容・成果 (D0)

事業費及資源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）							
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目		単位	28年度実績	29年度予定	9月末の実績	29年度実績
直接事業費		4,844	6,000	0	0	0	4,882							
財源内訳	国庫支出金		0	0	0	0	0	果樹育成袋導入園地面積		㎡	58300	60000	0	29700
	県支出金		0	0	0	0	0							
	地方債		0	0	0	0	0							
	その他		0	0	0	0	0	高齢農家・栗剪定園地面積		㎡	353230	405000	0	351948
	一般財源	4,844	6,000	0	0	0	4,882							
職員の人工（にんく）数		0.10	0.10				0.10							
1人当たりの人件費単価		8,086	8,017				8,017	特産果樹優良苗木植栽面積		㎡	294070	210000	0	244250
※ 直接事業費÷人件費		5,653	6,802				5,684							
主な実施主体		JAえひめ中央		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）		補助金		パーク堆肥投入面積		㎡	250100	320000	0	308280
向こう5年間の直接事業費の推移（千円）						30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	5年間の合計			
						6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	30,000			
成果指標	指標	当該年度の果樹育成袋（園地面積）・栗剪定（園地面積）・苗木（植栽面積）の各実施面積の累計/当該年度の各実施計画面積の累計（目標面積）×100				単位	区分年度	28年度	29年度	30年度	目標	毎年度		
	%					目標	100	100	100	100				
	指標設定の考え方	各実施計画面積（目標数値）に対する各実施面積を測定することで、優良品種の導入や生産体制整備等についての効果を測る。				⇒	目標	100	100	100	100			
	実績						1.04	0.9389						
	指標で表せない効果	土づくりに資する堆肥、優良品種の苗木、生産資材等一連の支援を地域特性に応じた取り組みを実施することで、果樹産地化に大きく貢献するものである。												

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 （今年度の途中経過）		各事業の事業計画承認、交付決定など、事業実施主体により適切な実施が図られている。									
事業評価	自己判定 （担当責任者）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	事業成果・工夫した点 事業の苦労した点・課題	特に中山栗の生産振興のため、関係機関等と協議を実施し、試験ほ場での技術実証を行うこととなった。有効手法の確立による生産面積・生産量の拡大を図るものである。		
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。	3						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A				
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	3						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。	4						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 施策推進につなげていない。 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	3	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	B				
			コスト効率	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	3						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	3						
		一次判定 （所属長）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	事業の方向性 所属長の課題認識	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する （判断の理由） 本事業は、特産果樹の品実向上や優良品種への更新、土づくり、栗剪定等、本市の農業活性化において必要な事業であり、継続と判断する。	
				社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3					
				市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。	3					
	有効性		事業の効果	5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A				
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	4						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。	3						
	効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 施策推進につなげていない。 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A					
		コスト効率	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	3							
		市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	4							

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。				
☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。				
☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。				

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容

今後の方向性（ACTION）

の経営 最終者 判断議	事業の方向性	コメント欄	
	☐	さらに重点化する。	
	☒	現状のまま継続する。	
	☐	右記の点を見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を行う。	
	☐	事業の休止、廃止を行う。	